

第99回（平成31年4月1日）

○的井総務課長 定刻になりましたので、会議を始めます。

本日は、全委員御出席です。

それでは、以後の委員会会議の進行につきましては、嶋田委員長をお願いいたします。

○嶋田委員長 それでは、ただいまから、第99回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は1つです。

議題1、「いわゆる3年ごと見直し（ヒアリング）」について、説明いたします。

第86回委員会におきまして御了承いただいたとおり、3年ごとの見直しに関連して、民間団体等へのヒアリングを行うこととしております。

本日は、新経済連盟へのヒアリングを行いたいと思います。

新経済連盟の関様、小木曾様に会議に出席いただきたいと思いますが、よろしいですか。

（「異議なし」と声あり）

○嶋田委員長 それから、出席を認めます。

関様、小木曾様におかれましては、御多忙の中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、御説明をただいまよりお願いいたします。

○新経済連盟 新経済連盟事務局長の関と申します。本日は御説明の機会をいただきまして、ありがとうございます。

本来、代表理事の三木谷等が説明すべきところだと思うのですが、調整がつかみませんで、事務局長の関が代理で説明させていただくことを御容赦いただきたいと思います。

また、内容につきましては、代表理事、あるいはその他の理事に確認を取った上で、本日、説明に伺っているところでございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

まず、2スライド目でございます。ここは総論ということで、3つほどポイントを書いておりますが、まず、個人情報保護法は日本経済に非常に大きな影響を与える法律だと考えております。その内容いかんによりましては、経済にプラスにもなるし、マイナスにも働くという、非常にキーとなる法律だと考えております。したがって、改正内容の検討に当たっては、ぜひ経済にプラスになるようにという十分な配慮をお願いしたいと思っております。その観点で、ここに3つほど記載させていただきました。1つ目は、「データの利活用」は日本の産業力強化の最も重要なファクターのひとつであるということ。それから、「個人情報の保護と利活用のバランスが重要」だということ。3点目に、制度設計に当たっては、民間企業の実態を十分に踏まえることが必要だということ、この3つを強くお願いしたいと思います。

次のスライドに行きまして、前回の個人情報保護法改正時にも、新経済連盟から色々な意見を出ささせていただいておりまして、これは2015年の2月に代表理事の三木谷が自民党の委員会で説明した内容の主なポイントでございまして、1つ目が、個人情報の定義拡大によるデータ活用が後退することを懸念しているという主張をさせていただきました。そ

の当時、例えば携帯番号等の符号単体でも規制の対象に入れるべきではないかという議論がありましたが、新経済連盟からは、特定個人が識別されない符号単体のみで規制することは理由がないので止めていただきたいということを主張させていただきました。

2つ目には、外国企業によるルール遵守でございまして、外国企業に対しては、日本政府による直接執行はできないという状況がありましたので、またインターネットはグローバルネットワークでありますので、国内企業のみを過剰規制は無意味であるということで、外国企業による日本人のデータの更なる流出のおそれがあるという懸念を示させていただきます。

この2つにつきましては、今までもこれからも変わらない重要な視点だと考えておりますので、今後の改正の議論においても考慮いただければと思います。

次のスライドは、改正を検討するに当たって実現してほしいことを特に抜き出したものでございまして、規制の内外のイコールフットィングでございまして、現在の個人情報保護法では、外国企業に対して、十分な法執行が法制度上担保されていない状況にあるという理解をしております。すなわち、個人情報保護委員会は命令の権限がなかったり、あるいは罰則の適用を執行することもできないという法律の仕組みと理解しております。したがって、日本国内で得た個人情報につきましては、国内サーバへの保存の義務付けとセットにして、これを執行の手段として海外企業への法適用と執行を担保することが必要だと思います。すなわち、保護適用と執行を担保するための方策として、データの国内サーバへの保存義務付けを是非実現すべきだと考えております。

それから、次の5スライド目ですけれども、つい先日、個人情報保護法以外のことも含めた提言書を出してございまして、後ろに添付しておりますが、ここではその抜粋として2スライドを付けさせていただきます。一つ目は、先ほど申し上げた法律の域外適用の話。もう一つは、国内サーバへのデータの保存義務付けといったことございまして、域外適用をどのように執行も含めて担保するかが大きな課題だと思いますので、そういった提案をさせていただきます。

最後に、7スライド目、今回の改正議論における「その他の論点」として幾つか挙げております。

まず、クッキー等の取扱いについてですが、これはEU等でもいろいろ議論されていると思いますけれども、クッキー等それ単体では特定の個人を識別しないような情報については、個人情報保護法の規制の対象とする必要はないと考えております。

また、課徴金についての議論があると承知しておりますが、これについては、慎重な議論が必要だという立場でございまして、特に課徴金をかけないと法律の規定が担保できないという状況なのかどうか。この後ろに、「仮に導入するとしても、外国企業に執行できないければ本末転倒」と書いてありますけれども、非常に恐れているのは、課徴金の制度を作ったが、結果として日本企業にしか適用されないという事態になるのは非常にまずいのではないかと考えております。日本の企業の今の状況を見て、課徴金を導入しないといけな

い状況なのか、慎重な議論が必要だと思いますし、課徴金の中身として、どのような行為に対して、どの位の金額で課徴金を適用するのか、詳細な議論が慎重になされる必要があると考えております。

3つ目の点は、データポータビリティについてでございます。これにつきましては、現時点ではまだ緻密に議論すべきことが多いと考えております。これにつきましても、慎重かつ丁寧な議論が必要ではないかと思っております。ここに書いておりますように、どの分野のどのデータでやるのか、誰にどのような規律が課されるのか、あるいはデータの移転方法、フォーマット等をどうするのか、それと、今企業がデータを一生懸命集めるということをやっていますが、データを持つことのインセンティブをどう保つのか、これによって国際競争力を担保している実態もありますので、こういった点も含めて慎重な議論が必要ではないかと考えております。

それから、最後のポイントでございます。いわゆる2000個問題の話でございまして、バラバラの法律が規律されております行政機関、独立行政法人、更に条例で規定されております地方公共団体等を対象にした法律、条例、これを一つの法律として統合してしまうべきではないかと考えています。何故できないのか、良く分からないので提案させていただいております。

以上、法改正のために議論する際に考慮いただきたいということを御説明申し上げます。以上でございます。ありがとうございます。

○嶋田委員長 ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見、お願いいたします。

丹野委員、お願いします。

○丹野委員 御説明ありがとうございます。今の御説明を伺って、それから、資料を拝見して、消費者保護の観点への言及がないのではないかと。個人の関与、利便性の向上のための制度の充実というのは世界の潮流であると認識しております。ビジネスにおいてもそうでしょうけれども、個人においても、すでに国境とは無関係にサービスを利用しておりますので、内外変わらぬ利便性や権利を求めるのは当然であり、一定の理屈があると思っております。現に消費者からの要望の声も多い。国内外のイコールフットイングという御指摘がございましたが、消費者保護の観点からも、広く世界で義務付けされている漏えい報告の義務付けですとか、個人データの利用停止や削除の義務化、ポータビリティを含む開示請求などといった、個人の権利利益に関する項目についても、内外に関する共通ルールとして導入すべきというお考えはないのでしょうか。

○新経済連盟 ありがとうございます。資料の一番冒頭に重要なポイントということで、「個人情報保護と利活用のバランスが重要」と記載しており、そこが一番の出発点。もちろん消費者保護という視点は非常に重要ですので、そこが出発点だと思っております。一方で、ビジネス、特に国際的な競争環境を考慮して、どういうバランスを取っていくか、ということで制度設計していく必要があると思っております。EUはかなり保護寄りな仕

組みを設けてしまったのですが、その結果どういう形で運用されているのか、運用上の問題は出ていないのかどうかも含めて把握した上で日本の制度を検討していくべきだと思います。

最近プラットフォームに関する色々な規制を検討して、EU議会と理事会で合意を得た案がございますけれども、それを見ると、プラットフォームに対する規制が非常にバランスの取れた形になっていると理解しておりますので、EUの方でも直近ではビジネスや消費者保護といった点ではバランスを取るという視点がかかり出てきたのかなと思います。いずれにしても、他の国の状況もよく見ながら、バランスも考えて検討していくのが良いのではないかと考えています。

○丹野委員 バランスを考えたというお話で、資料の2ページ目に「個人情報の保護と利活用のバランスが重要」と書いてあるというお話だったのですが、今のお話で言うと、GDPRにおいてバランスが取れているということであれば、GDPRで既に定められている漏えい報告の義務化等先ほど言ったことについて、どうお考えでいらっしゃるのか。

○新経済連盟 説明に誤解を与えるような表現があったかもしれませんが、GDPRについてはかなり保護寄りの内容になっていると認識しております。一方で、直近で議論されていたプラットフォーム規制のようなGDPRとは別の枠組みの規制においては、バランスの取れた方向に向かっているので、GDPRは数年前に議論されておりますので、流れとして直近ではEUでもややビジネスに対してのバランスも考えてきているのかなというのが、先ほどの私の言いたいことでした。

○嶋田委員長 それでは、よろしいですか。

他に御意見ございますか。大滝委員、お願いします。

○大滝委員 どうも御説明ありがとうございました。私から2点、御質問させていただきたいと思っています。

第1点目は、貴団体が特に直面しているような新産業の最近の動向を見ると、非常にスピードが速いということがあります。そういう点を考えると、柔軟性を欠くといわれる法規制よりも、団体の中で自主的取組を進めていくとか、あるいは自主ルールを制定して、その中でその遵守の徹底を図っていく取組が必要だろうということや、実際にそのような自主的取組が行われているような業界団体もあると伺っています。この点について、新経済連盟としてはどのようにお考えになられるのか、あるいは既に様々な自主的な取組とかルールを制定して、遵守させるといったことをされているなら、どこまでどのような形で取り組まれているのかについてお聞きしたい。

それから、2点目は、クッキーの一律規制は難しいということについては理解をすとしても、一方で近年色々マスコミでも取り上げられているように、クッキーと他の情報を組み合わせることによって、色々なリスクがあるのではないかとされていて、そのリスクを低減するというような取組についても大切なことではないかと考えています。クッキー単体というよりもそういうものも含めて、使い方に対するリスクといったことについ

て、どのようなお考えなのか、あるいはどんな取組をされているのかということですね。更に、もし委員会のガイドラインを非常に細かく定めるといったことについて弊害が多いとすれば、むしろPIAのような形で消費者への説明を充実させ、事業者としてもガバナンスを確保していくという取組も考えられるのではないかと思うのですが、それについて、どのようなお考えをお持ちなのか、あるいはもう既に取組まれているということであれば、どのような取組をされているかについて御説明いただきたい。

○新経済連盟 ありがとうございます。まず、自主ルールについての御質問ですが、新経済連盟として特に自主ルールを定めて会員に守らせるということは、今、動きとしてはございません。他の分野で自主ルール等を定めている場合もあるが、業法が比較的しっかりして、まとまりのある業界だとやりやすいのかなと思うのですが、当団体のメンバーの顔ぶれを見ると、それがなじむのかというのが分からないところではございます。自主ルールをベースとした規律につきましても、まだまだ研究の余地があるのかなと思っておりますので、我々としても関心が高いのですが、具体的な動きとしては今のところまだない。

それから、クッキーにつきまして、他の情報と組み合わせることによって個人を特定できるという状態であれば、個人情報保護法の中で規律をすべきだろうと思います。ただ、我々が申し上げたいのは、クッキーの利用の仕方として、多くのものが個人を特定することまでは至らない状態だと理解しておりますので、その場合は個人情報保護法の規律の外側の話かなと考えております。

PIAにつきましては、十分研究ができていないところでございますので、これを機会に研究してまいりたいと思います。

質問の趣旨とはずれられるかもしれませんが、会員企業と話をしていると、実務の対応で、会員企業の中には認定個人情報保護団体に属しているところもいらっしゃる、その仕組みで活動しているところもあります。ただ、色々な事業があつて、既存の業界団体のまとまりから抜けてしまうところが多いので、そのときに比較的共通する問題について、それぞれどういう対応をしているのかということなどについて、委員会事務局に質問した際に、個別具体的に見ないと分からないというだけでなく、もう少し答えてほしいということがなくはないという思いが会員企業にもあつて、その意味では、今後の課題として、会員企業の実務においては、どこまでどうしたらいいのかというところの解釈に悩むところがあつて、一方でガイドラインに全部書ききるとそれはそれで逆に解釈してしまったりすることもある。先日も会員企業を集めて意見交換したときに、委員会事務局との意思疎通を望んでいる声は多かったです。質問に対する答えではないかもしれませんが、実際の現場で言われたことをお伝えいたしました。

○大滝委員 どうもありがとうございました。

○嶋田委員長 ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。小川委員、お願いします。

○小川委員 資料4ページにあるように「日本国内で得た情報については国内サーバへの保存義務付け」という提案なのですけれども、いわゆる中国やロシアにみられるような、データローカライゼーションを日本で進めてほしいということなのではないでしょうか。もしそうなったときには日本企業がグローバルに事業を展開する際に支障にならないでしょうか。

○新経済連盟 ありがとうございます。定義はいろいろあると思うのですけれども、いわゆるデータローカライゼーションについて、単純に中国やロシアのような形でやればいいのかという問題もあるので仮に導入するにしても十分な議論が必要だと思います。EUの制度についてもデータローカライゼーションの一つのタイプだと思いますし、相互主義的な国と国との仕組みのような視点も必要だと思いますし、今後どのような条件でどのような場合を対象とするかを詰めていく必要があると思うのですが、あくまで提案している趣旨は、法の域外適用をどのように担保するかということであり、データローカライゼーションという形でないとなれば、もちろんデータローカライゼーションには弊害もございしますので、弊害とプラスの面とを勘案してどう判断するかも検討すべきと考えております。

○新経済連盟 委員会も検討しているようだが、域外適用・法執行することができる必要十分条件が何かを研究すべきだということが我々の意見である。例えば、GDPRは域外適用・法執行できるのかについても異論があるかもしれませんが、仮にできるとの立場に立ったとすると、代表者を置くことだけで域外適用の必要十分条件になっているのか。そこが必要十分条件ではないといった場合に、他のやり方として、中国のサイバーセキュリティ法は、委員会の資料では域外適用しないと記載されているが、その趣旨は、できるけれども、書いていないという意味なのか、ローカライゼーションしているからそもそも域外適用をしなくてもよいか不明。そこを含めて議論すべきと考えております。

○小川委員 もう一つは、国内サーバへの保存の義務付けについて、日本企業の海外進出への弊害については、どうお考えですか。

○新経済連盟 データローカライゼーションの詳細な設計次第であると考えますので、日本企業が海外に進出する際の弊害にならないような形で制度設計すべきである。中国・ロシアタイプとEUタイプとあると思うが、日本がどのタイプにするのか。内容や仕組みによっては弊害のないものとなり得、現にEUはその形で進めているため、その辺りは十分に研究するべきであると考えている。

○小川委員 「日本国内で得た情報について国内サーバへの保存の義務付け」との提案は考えの一つであって、よく研究してほしいという理解でよろしいでしょうか。

○新経済連盟 海外企業への法執行を担保できるようにするための仕組みの一つである。他の仕組み、例えば、代理人を日本におけば、それで法執行が担保できるのかどうか、EUがどのような形で執行できているのかは承知していないが、要は域外適用・域外執行をどう担保するかということである。

○小川委員 分かりました。

○嶋田委員長 よろしいでしょうか。それでは、次に、熊澤委員。

○熊澤委員 今日は貴重な御意見ありがとうございます。執行の強化ということで、当委員会としては、改正法施行後国外事業者に対して、平成29年度から平成30年の第3四半期までに漏えい報告を28件受領しております。指導・助言を17件行うとともに、外国当局との執行協力も行うなど、国内外事業者への公正・公平な法の適用執行に取り組んでいる。この結果として、国外事業者も含めて個人情報の適正な取り扱いをしていただいていると考えておりますけれども、個人情報保護法制において、さらに執行等を強化すべき現実の事象を何か把握されているのか、具体的にありましたらお聞かせいただきたいと思いますが、お願いいたします。

○新経済連盟 例えば、フェイスブックが情報を第三者に情報提供していたという件がございましたけれども、日本の個人情報保護法がどのように適用されていたのか承知しておりませんので、そういうものが例になるのかなと考えて提案させていただいております。

○新経済連盟 現状の制度の中でギリギリのところに対応いただいていると思うが、ゼロベースで考えたときに、越境経済の中で、日本国内の日本人のデータの取扱いについて海外事業者と適用に差があるということが本当によいのかという出発点の問題に立っています。10年以上前から越境経済の問題は指摘されていたのですが、本当に切迫した状況になっているということで、日本政府として手をこまねいていてよいのかということである。

○嶋田委員長 其田事務局長、お願いします。

○其田事務局長 フェイスブック事案に付する、法適用の形式について説明させていただきたいと思います。昨年秋に委員会から行政指導を行っておりますが、ケンブリッジ・アナリティカ事案は改正個人情報保護法の施行前に行われており、遡及適用できないため、この事案については直接域外適用できません。ただ、フェイスブックに対して、アプリについては監督をきちんとしていくこと、について指導した。

その際、一般的な安全管理措置の問題と「いいね！」ボタンの件についても併せて指導を行っております。

他に御意見ございますか。宮井委員、お願いします。

○宮井委員 御説明ありがとうございます。執行の強化について議論があるところだと思うのですが、執行強化の端緒となり得る漏えいの報告について、法律上義務化していく方向性についてはどうお考えなのか、考えをお聞かせください。

○新経済連盟 内外無差別適用という前提でお話ししますけれども、一定の条件に当てはまるような漏えい事案については報告するという仕組みはありえる。ただし、事業者から見て、余りにも不合理に負担が増えるという仕組みは避けていただければと思います。

例えば、メールの誤送信のみのような事案まで含むのか、大規模な漏えい事案のみを対象とするのかなど、内容を吟味する必要があるとは思いますが。

○新経済連盟 現場の声では、例えば、第三者に閲覧されてしまったということは漏えいに該当するのか、漏えいの概念が不明確であるとの声がある。法律に規定するのか、

ガイドラインのままに留めておくのかというところは方法論だと思いますけれども、事業者の実態を踏まえながら過度な負担にならずに利用者の保護にもなる、よき制度になるよう、現状のところで何が問題で法制化をしなければいけない必要が本当にあるのかというところも含めて議論する必要があると思います。

○嶋田委員長 ありがとうございます。

他に御意見おありの方、いらっしゃいますか。中村委員、お願いします。

○中村委員 御説明ありがとうございます。7ページのいわゆる2000個問題に関する御提言に関して1点だけ質問させていただきたいと思います。御発言の中にもありましたけれども、個人情報の取扱いを定めている法令が、個人情報保護法だけでなく、地方公共団体の条例も含めて2000個近くあるため、これが個人情報の円滑な流通を阻害しているのではないかという御懸念から、『行政機関、独立行政法人、地方公共団体を対象にした法律の統合を含めて検討すべき』という提言になったのではないかと理解しています。個人情報の活用において、現に生じている具体的な問題としてどのようなものがありますかということについて教えていただければと思います。

○新経済連盟 具体的な問題というよりも、何か変更する場合には各地方公共団体が判断しなければいけないという状態になっていると考えている。また、例えば漏えい時の報告の義務付けということも含め、もし民間事業者に義務付けを法的にかけるのであれば、自治体や国の機関にも同様に義務付けるべきだと考えます。規律は民間事業者と公共的な団体等で区別をする必要はなく、それが国民から見ても分かりやすい形になると思いますし、法律を一つにすべきではないかというのが当連盟の主張になります。

○新経済連盟 2000個問題については、以前から指摘をしている民間団体がいくつもありますが、様々な事例があるのですけれども、例えば病院等については市立や国立など様々な主体があるため医療データの統合において支障が出るという事例等はよく聞きます。

また、消費者保護法の観点でもありますが、個人情報保護委員会は第三者委員会なので、行政も、民間企業も含めてトータルに見ることがあるべき姿ではないかとの発想もあって、当連盟としては2000個問題は非常に重要なことであると考えているところでございます。以上です。

○嶋田委員長 それでは、他に御意見おありになる方はいらっしゃいますか。加藤委員、お願いします。

○加藤委員 どうも御説明ありがとうございます。データの利活用の重要性について御指摘いただいたが、個人情報保護法の見直しとの関係でデータ利活用に関する具体的な御提案があれば、御例示いただけるか何かあれば有り難いなと思ひまして質問させていただければと思います。よろしくをお願いします。

○新経済連盟 法改正の中でどういうものがあるといいかというのは、今すぐには思い浮かばないのですが、規制はできるだけ少なく国民が安心できる仕組みは必要だと思う。利活用するといったときに、消費者保護と対立している概念だと思うのですね。それが事



業者に対する萎縮効果がすごくあるなど感じている。例えば最近の情報銀行の取組を見ても利活用と消費者保護はトレードオフではないと考える。個人情報保護委員会事務局と定期的な意見交換なり情報共有をできる場があるとよい。利活用の事例のところも、個人情報委員会事務局から結構出されてはいると思うのですけれども、企業でこういうことまでやっているのだみたいなことが横でつながっていくと、もっと広がるのかなと思っています。以上です。

○嶋田委員長 それでは、他にございますでしょうか。藤原委員、お願いします。

○藤原委員 どうも今日はありがとうございました。1つ確認で、1つ御質問なのですけれども、先ほどの中村委員の御質問で、私も2000個問題の定義、本質は何なのかなと思っていたのですけれども、お2人のお答えを伺うと、1つは医療、しかし、医療の方は昔から言われていて、次世代医療基盤法にも関連しますけれども、個別法の世界の話ですね。一般化するような話ではないですね。我が国における個人情報に関する監督機関が2000あるという話が2000個問題と言われているものであるという理解でよろしいか確認したい。

○新経済連盟 1つの法律で全部の規律をするべきという意味では、おっしゃることと同じことかなと思っています。

○藤原委員 今日は域外の適用、それから、執行力の強化のお話が強調されていたと思うのですけれども、それから、イコールフットィングという言葉も出ましたけれども、課徴金について伺いたいと思います。課徴金について、慎重な議論が必要であり、結果として日本企業にしか適用されないのでは困る、日本企業のパフォーマンスからすると実態にはそぐわないのでは、との説明であったと思うのですが、内外無差別という点を重視するならば、課徴金は内外無差別に導入というのが一般的な結論ではあるのだと思うのですけれども、それを踏まえると、結論としては、時期尚早であるというお考えなのかということですね。それとも、執行がきちんとなされれば、やはり課徴金というのは一つの有力な手段であるとお考えなのかということを知りたいのが1つです。

2つ目ですけれども、命令、罰則との関係はどうでしょうか。つまり、命令、罰則というシステムがあって、罰則を厳しくしていくのだという方向、それでしっかり執行していくのだという方向と、いや、そうではなくて、罰則の強化では足りないので、課徴金を導入するほうがよろしいという立場もあるかと思うのですけれども、このあたりは新経済連盟としてはどうお考えでしょうか。率直なところをお聞かせいただくと大変助かります。

○新経済連盟 ありがとうございます。まず、日本の国内の企業の現状を踏まえて、課徴金を導入しないと個人情報保護法の規律が守られないのかという、いわゆる立法事実がどうなのかという議論を十分すべきだと思っています。少なくとも私が思うに、日本企業だけ考えたら、今、課徴金という制度を作らなくても十分守られているのではないのかという感じがしています。というのが1つですね。仮に国外の企業に対して、課徴金がないとだめだという議論なのであれば、まず命令、罰則についてちゃんと域外適用できるように、執行の仕組みと執行力の強化をやってみて、仮にそこができないとすると、課徴金の制度

を作っても、先ほど懸念申し上げたとおり、日本企業にしか適用されないみたいな事態になりかねないので、課徴金の議論の前にまだまだ制度として備えるべきところがあるのではないかと考えます。

○新経済連盟 現行あるルールについて、まず国内外のイコールフットィングがなされないといけない、これがまず大前提ですね。現状の法律で適用される、されないという差が出るといけませんので。我々、実は個人情報保護法だけの話を言っているのではなくて、全法令について点検をしてくれと言っています。越境経済ということが最大の問題なので、そこに対して、日本市場に参入してサービスしているのに、現行の日本の法令が適用されないということでは、そもそも日本国として大丈夫なのかということをも早く議論しないといけないという趣旨だと思います。

○藤原委員 ありがとうございます。つまり、御趣旨は、罰則等の既存の制度がまずきちんと内外にイコールフットィングで適用されるかどうかの点を確認して、それが実現して、なお対応が難しい場合に別の手段もあり得るけれども、まず前提問題として、現行の制度の執行力、域外適用を検討すべきだというお考え、それはよく分かります。

それに付随して行政指導が十分機能しているという前提で大丈夫だとお考えか、いや、やはり経済ということを見ると少しどうかなと思われるか、そこはいかがでしょうか。

○新経済連盟 そこも立法事実を深く調査する必要があるのかなと思うのですがけれども、少なくとも現状の日本企業のふるまいから考えると、今の個人情報保護法の規律はかなり守られているのではないかなと。今の罰則とか、ペナルティで守られているのではないかと感じております。

○藤原委員 ありがとうございます。

○嶋田委員長 ありがとうございます。

他にございますでしょうか。ありがとうございます。本日はさまざまな角度から意見交換をすることができました。貴重な御意見をいただきまして、誠にありがとうございました。

いただいた御意見も含めまして、個人情報保護をめぐるさまざまな状況について、今、各方面の意見をお伺いしながら課題を整理、審議してまいりたいと、このように考えております。

時間の制約もありますので、質疑応答はここまでといたしますけれども、よろしいですか。

では、関様、小木曾様、本日はありがとうございます。御退出ください。

(新経済連盟の出席者退出)

○嶋田委員長 本日の議題は以上です。

本日の会議の資料につきましては、準備が整い次第、委員会のホームページに公表してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○嶋田委員長 ありがとうございます。それでは、そのように取り扱います。

それでは、本日の会議は閉会といたします。

事務局から今後の予定について、お願いいたします。

○的井総務課長 次回の委員会は4月18日木曜日の10時30分から行う予定でございます。

本日の資料は、ただいまの御決定どおりに取り扱います。

本日は誠にありがとうございました。